

根絶! 飲酒運転

今もなお、飲酒運転による交通事故が後を絶ちません。飲酒運転は犯罪です。そして、それを許した人も運転者と同じ犯罪者です。強い意志で、しない、させない、飲酒運転!



飲酒運転の罰則

飲酒運転に対する罰則

酒酔い運転

5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

飲酒検知拒否

3月以下の懲役又は
50万円以下の罰金

酒気を帯びた者が運転する 車両への同乗の禁止



酒酔い

3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

酒気帯び

2年以下の懲役又は
30万円以下の罰金

※ 同乗者が免許保有者の場合は行政処分の対象になります。

飲酒運転をするおそれのある者に対する

車両等提供の禁止



酒酔い

5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

酒気帯び

3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

酒類提供の禁止



酒酔い

3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

酒気帯び

2年以下の懲役又は
30万円以下の罰金

飲酒を伴う食事等に行くときは…

- できるだけ公共交通機関を利用しましょう!
- どうしても車で行くときはハンドルキーパーを決め、安全に帰宅しましょう。

たとえ翌日であっても、通常時以上の酒気を帯びた状態で運転すれば、飲酒運転になります。

翌日でも、飲酒の影響が残っていれば、公共交通機関を利用しましょう!

ハンドルキーパー運動を知っていますか?



ハンドルキーパー運動とは。自動車で仲間と飲食店などに行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。

飲酒運転を根絶するため、ハンドルキーパー運動の普及にご協力をお願いします。